

# 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査」の 勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)

【勧告先】経済産業省

【勧告日】平成27年9月8日

【1回目の回答日】平成28年8月10日

【2回目の回答日】平成29年9月20日

## 1 発電設備の認定の適正化

勧告、主な調査結果

主な改善措置状況

【勧告】 発電設備の認定時・変更届出時に、「分割案件」(注)に該当しないことの確認の徹底

【主な調査結果】 禁止している「分割案件」を認定

(注) 規制内容が緩くなるよう、発電設備を分割し、一定規模以下の設備として認定申請するもの。平成26年度から原則禁止され、発電事業者は、同一の場所では一つの発電設備として申請しなければならないこととされた。

- 認定済・申請中の全設備の情報との突合を可能とするシステムの導入により、「分割案件」に該当しないことの確認を徹底(平成27年12月以降)  
⇒ 平成28年12月から29年1月までの申請において、「分割案件」のおそれがあると判断された申請数の割合は36.5%と、システム導入前(27年4月から11月まで)の5.1%に比べ増加
- 「分割案件」のおそれがある全案件に対し、該当しないことを証明する書類の提出、又は分割を解消した上での再申請を求め、確認を徹底

## 2 電力会社への接続に要する費用の透明性の確保

【勧告】 電力会社に対し、工事費負担金内訳の提示(注)を指導

【主な調査結果】 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金内訳の提示が不十分

(注) 発電事業者は、電力会社へ接続するための電線等の設置費用(工事費負担金)を負担しなければならない。電力会社は、その費用が合理的・不可欠であることの根拠・内訳を書面で示さなければならない。

- 電力会社に対し、工事費負担金内訳の提示徹底のために、必要な措置を講じてその結果を報告することを要請(平成28年1月)
- 各電力会社から、「100件の工事費負担金内訳の提示案件を抽出し、その内容が適当であった」旨の報告を受け、その抽出方法に不備がないことを確認(平成28年11月)

## 3 買取に必要な財源の不足に伴う借入れによる電気使用者の負担増加の抑制

【勧告】 買取電力量の見込みをより精緻化するなど必要な措置の実施

【主な調査結果】 ○ 再生可能エネルギーの買取実績が見込みを上回り、買取りに必要な財源が不足したため、金融機関から借入れを行い、財源に充当  
○ 借入れに伴う利息等は電気使用者の賦課金に上乗せ(平成27年3月末時点までの累計で約8.6億円)。電気使用者の費用負担が増加

- 平成28年度の賦課金単価は、算定方法の見直しを実施した27年度賦課金単価算定時よりも精緻に算定  
⇒ 平成29年2月に借入れは解消
- 平成29年度賦課金単価算定時にも、28年度と同様の算定方法を採用

# 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】 1 実施時期 平成26年12月～27年9月  
2 調査対象機関 経済産業省

【勧告日及び勧告先】 平成27年9月8日 経済産業省

【回答年月日】 平成28年8月10日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成29年9月20日

## 【調査の背景事情】

- 再生可能エネルギー（注1）は重要な低炭素の国産エネルギー源であり、その利用の促進を図るため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、平成24年7月から固定価格買取制度（注2）を導入
  - 再生可能エネルギーが総発電電力量に占める割合は、平成23年度には10.4%（9,550億kWhのうち996億kWh）だったが、26年度には12.2%（9,101億kWhのうち1,113億kWh）となっており、再生可能エネルギーの導入が着実に進んでいる。
  - 一方、再生可能エネルギーの導入が進むに従い、電気使用者の負担は年々増加しており、平成27年度における電気使用者への賦課金総額は約1兆3,222億円の見込みとなっている。
  - この調査は、以上のような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、固定価格買取制度に係る収支状況及び費用負担調整業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- （注1）太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等
- （注2）電力会社が電気使用者への賦課金を原資として再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を固定価格で買い取る制度

勧告事項	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>1 「分割案件」の確認状況 (勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、「分割案件」を防止するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 発電設備の認定に当たっては、当該認定に係る発電設備と既に認定した発電設備の情報の突合を強化するなどにより、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置しようとするものでないことの確認を徹底すること。</p> <p>② 認定後の発電事業者の変更によって、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置することとなる場合があることから、変更の届出があった場合には、①と同様に、確認を徹底すること。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 意図的未着工案件(注1)対策の回避防止等として禁止した「分割案件」(注2)のおそれがあるものを認定。太陽光発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担増加につながるおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年5月から11月までの間に認定された出力30kW以上50kW未満の太陽光発電設備全32,813設備のうち、1,451設備が「分割案件」のおそれあり</li> <li>1,451設備のうち、関東・九州経済産業局が管内の877設備について改めて確認したところ、少なくとも712設備(約81%)は「分割案件」のおそれあり</li> <li>1,451設備のほかに、認定後の発電事業者の変更により「分割案件」と同様の状態が生じたものが6設備</li> </ul> <p>(注1) 買取価格を確定させながら太陽光パネルの価格低下を待って高い利益を得ようとする意図で発電設備の着工に至らない案件</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→① 出力50kW未満の太陽光発電設備について、経済産業省から委託を受けた一般社団法人太陽光発電協会の代行申請センター(以下「JP-AC」という。)が代行申請するに当たって、まずJP-ACが「分割案件」ではないことの確認を行っているところ、平成27年12月から認定審査時における過去の認定設備及び申請中の設備全ての情報との突合を可能とするシステムを導入し、JP-ACによる確認を徹底している。</p> <p>結果として、「分割案件」のおそれがあると判断された申請数は、システム導入前(平成27年4月から11月まで)は167,428件の申請に対して8,464件(5.1%)だったが、システム導入後(平成27年12月から28年1月まで)は99,667件の申請に対して11,576件(11.6%)となっている。JP-ACは、「分割案件」のおそれがあると判断した全ての申請について、当該「分割案件」の申請者に対し、i)「分割案件」でないことを客観的に証する書類の提出を依頼する、ii)申請を取り下げた上で関連する発電設備をまとめて一つの発電設備として再申請するよう依頼する措置を講じた。</p> <p>⇒① 平成27年12月に導入したシステムを引き続き運用し、JP-ACによる「分割案件」の事前確認を徹底している。</p> <p>結果として、「分割案件」のおそれがあると判断された申請数は、平成28年12月から29年1月までは52,058件の申請に対して19,004件(36.5%)となっている。JP-ACは、「分割案件」のおそれがあると判断した全ての申請について、上記と同様の措置を講じた。</p>

勧告事項	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>(注 2) 発電事業者が特段の理由がないのに同一の又は近接した場所において、例えば出力 50kW 未満になるよう発電設備を分割して設置しようと認定申請するもの。平成 26 年度から原則として禁止</p>	<p>→② 認定取得後において、軽微変更届出を行い、設置場所等を変更する場合についても、上記と同様の措置を講じた。結果として、「分割案件」のおそれがあると判断された届出数は、システム導入前（平成 27 年 4 月から 11 月まで）は 76,339 件の軽微変更届出に対して 11 件（0.01%）だったが、システム導入後（平成 27 年 12 月から 28 年 1 月まで）は 22,928 件の申請に対して 669 件（2.9%）となっている。</p> <p>⇒② 認定取得後において、軽微変更届出を行い、設置場所等を変更する場合についても、同システムを引き続き運用し、上記と同様の措置を講じた。結果として、「分割案件」のおそれがあると判断された届出数は、平成 28 年 12 月から 29 年 1 月までは 16,088 件の軽微変更届出に対して 664 件（4.1%）となっている。</p>
<p><b>2 電力系統への接続状況</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>経済産業省は、電力系統への接続に要する費用の透明性を確保するため、電力会社に対し、「再生可能エネルギーの系統連系について」において示された提示方法によって工事費負担金内訳を提示するよう指導する必要がある。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電力会社が太陽光発電事業者に請求する工事費負担金内訳の提示(注)が不十分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象 161 設備のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>①内訳の提示なし 15 設備（うち提示を求めたが断られたものが 1 設備）</li> <li>②内訳の提示不十分 37 設備（うち詳細な内訳を求めたが断られたものが 1 設備）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>→ 「再生可能エネルギーの系統連系について」（平成 24 年 12 月資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課、省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課）において示された提示方法による工事費負担金内訳の適切な提示を徹底するため、各電力会社に対して、「再生可能エネルギー発電事業者に対する工事費負担金の内訳提示の徹底について」（平成 28 年 1 月資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課、省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課）を発出し、必要な措置を講じてその結果を報告することを要請した。</p> <p>各電力会社からは、自社の工事費負担金提示様式が、「再生可能エネルギーの系統連系について」において示されている、接続に必要な費用の内訳として提示すべき具体的項目等を含んだものであることを確認するとともに、工事費負担金提示様式による工事費負担金内訳の提示を徹底するよう、管内事業所に対</p>

勧告事項	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>(注) 発電事業者が電力会社へ接続するために負担しなければならない電線、電力量計等の設置に要する費用(工事費負担金)が合理的かつ必要であることの根拠について、電力会社はその内訳を書面で発電事業者に示さなければならないとされている。</p>	<p>し、社内文書により平成28年1月までに周知を行った旨の報告を受けた。</p> <p>さらに、平成28年度中に、各電力会社が講じた措置の運用状況を事後的に検証し、実効性を確保していく予定である。</p> <p>⇒ 上記要請に加え、平成28年7月に各電力会社に対して、同年4月1日から9月30日までに工事費負担金を提示した案件のうち、出力50kW未満から20件、出力50kW以上2,000kW未満から40件(接続検討申込みの回答時から10件、接続契約申込みの回答時から30件)、出力2,000kW以上から40件(接続検討申込みの回答時から10件、接続契約申込みの回答時から30件)の合計100件を目安として抽出すること及び営業所等所在地や提示時期に偏りがないように抽出することを指示した。</p> <p>100件の抽出サンプルに関して、工事費負担金内訳の提示内容が「再生可能エネルギーの系統連系について」において示された内容に従っているかどうかを各電力会社が自己点検した結果、全ての案件が「再生可能エネルギーの系統連系について」に沿った提示内容であったとの報告を平成28年11月に受けた。</p> <p>また、経済産業省は、各電力会社が行ったサンプルの抽出結果が経済産業省の指示に沿っており、出力、営業所等所在地及び提示時期に偏りがいないことを確認した。</p>
<p><b>3 固定価格買取制度に係る収支状況</b> (勧告要旨)</p> <p>経済産業省は、交付金財源の不足による借入金の借入れに伴い発生する利息や借入手数料等による電気使用者の負担の増加を招かないよう、賦課金単価の算定時において設備導入実績やその傾向等を踏まえ買取電力量の見込みをより精緻化するなど、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 固定価格買取制度では、電気使用者が支払う賦課金を原資として電気事業者が再生可能エネルギーを買取り(注1)</p>	<p>→ 平成27年度の賦課金単価算定時に、直近の実績を踏まえ、太陽光発電設備については過去の設備導入量の伸びを勘案する等の算定方法の見直しを行った。これにより、平成27年度の賦課金単価(1.58円/kWh)が適用される期間内(平成27年5月から28年4月検針分)に、費用負担調整機関の借入状況は大幅に改善した(平成28年6月末の借入残高は約11億円に減少)。</p> <p>また、借入残高が減少したことを踏まえ、平成28年度の賦課金単価算定時には、見直しを行った27年度と同様の算定方法を採用するとともに、一設</p>

勧告事項	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>(注1) 電気使用者が支払った賦課金は、電気事業者から費用負担調整機関(電気事業者間の費用負担を調整する機関)に納付金として納付された上で、各電気事業者の買取電力量に応じて、費用負担調整機関から電気事業者に交付金として交付され、再生可能エネルギー電気を買取る財源に充てられている。</p> <p>○ 再生可能エネルギーの買取実績が見込みを上回り(注2)、買取りに必要な財源が不足したため、金融機関から借入れ(平成25年11月から借入れ。26年度末の借入残高約1,424億円)を行い、買取りに必要な財源に充当</p> <p>(注2) 買取電力量：平成25年度 見込み161.1億kWhー実績181.2億kWh (対見込み比112.5%) 平成26年度 見込み239.1億kWhー実績286.0億kWh (対見込み比119.6%)</p> <p>○ 借入れに伴う利息等は賦課金に上乗せ(平成27年3月末時点までの累計で、利息約5.15億円+借入手数料等約3.45億円=約8.6億円)。賦課金を支払う電気使用者の負担が増加</p>	<p>備当たりの設備容量が大きいバイオマス発電設備については、当初予定していた運転開始予定日のずれによる買取電力量見込みと実績の乖離を少なくするため、改めて発電事業者に対して運転開始予定日を直接ヒアリングすることにより、より精緻に算定した。</p> <p>⇒ 平成28年度の賦課金単価算定時においても、27年度の賦課金単価算定時に実施した算定方法の見直しを継続する等の措置を講じた結果、費用負担調整機関の借入金の借入れは、29年2月に解消した。</p> <p>また、平成29年度の賦課金単価算定時においても、上記と同様の措置を講じた。</p>
<p><b>4 費用負担調整事務費の状況</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>経済産業省は、費用負担調整業務の収支予算書の認可に当たっては、費用負担調整事務費の大半を占めるシステム業務、システム保守及びシステム修正に係る外注費の積算の合理性を確保するため、費用負担調整機関に対し複数の者から見積りを徴取させる、第三者による評価を受けさせるなど必要な措置を講ずる必要がある。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 費用負担調整機関がその業務を行うために必要な事務費(費用負担調整事務費)は、電気使用者が支払う賦課金を原資としており、合理的なものであることが必要</p> <p>○ 同事務費の大半を占める外注費について、経済産業省は、費用負担調整機関に対し、複数の者から見積りを徴取させるなどの措置を講じないまま、同機関の収支予算書を認可</p>	<p>⇒ 費用負担調整機関のシステム業務、システム保守及びシステム修正に係る外注費の積算の合理性を確保するため、費用負担調整機関に複数の者からの見積り徴取、第三者による評価を行わせ、同外注費が合理的であることを確認した上で、平成28年度の事業計画書及び収支予算書の認可を行った。</p> <p>⇒ 平成29年度は、大幅なシステム修正を実施しておらず、システム業務内容に特段変化がなかったことから、複数の者からの見積り徴取を行わなかったが、システム業務、システム保守及びシステム修正に係る外注費の積算の合理性を確保するため、費用負担調整機関に第三者による評価を行わせ、同外注費が合理的であることを確認した上で、同年度の事業計画書及び収支予算書の認可を行った。</p>